

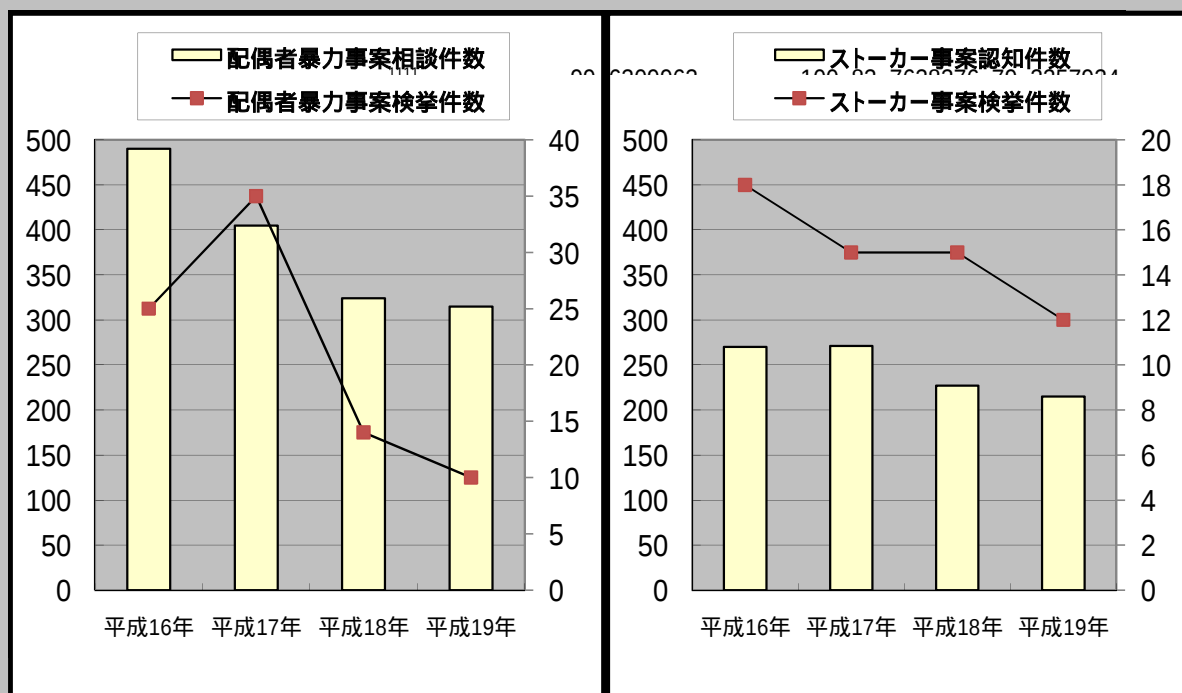
業務名

ストーカー・配偶者暴力対策の推進

○業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				
ストーカー事案認知件数	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	単位
	270	271	227	215	件
ストーカー事案検挙件数	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	単位
	18	15	15	12	件
配偶者暴力事案相談件数	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	単位
	490	405	324	315	件
配偶者暴力事案検挙件数	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	単位
	25	35	14	10	件

「ストーカー」とは、一般的に恋愛感情などを満たす目的で、つきまとい、まちぶせ等の行動を反復して行う者をいう。



○業務の主なコスト

No	事業名	平成19年度事業費(千円)	平成20年度事業費(千円)
1	生活安全警察費	13,672	12,058
2			
3			
4			
5			
6			
7			
合 計		13,672	12,058

○平成19年の取組み

- 平成19年中、ストーカー事案215件を認知し、警察本部と各警察署の連携により、ストーカー行為罪等で12件検挙したほか、法の規程に基づく警告20件、援助41件を実施し、行為者に対する指導警告等の措置を講じた。
- 配偶者からの暴力相談315件（相談者286人）を受理し、被害者に対する防犯指導、加害者に対する指導警告を実施したほか、保護命令違反・傷害等で10件を検挙した。
また、地方裁判所から29件の保護命令通知を受理し、被害者に対する被害防止措置、加害者に対する指導等の措置を講ずるなど、保護命令違反の防止に努めた。
- ストーカー及び配偶者暴力の被害防止を図るため、その実態と特徴、早期相談の必要性や被害防止方法等をラジオ放送、県警ホームページ、部内外の広報誌等を通じて積極的に広報したほか、市町と連携した被害者支援の充実を図った。
- 被害の未然防止、早期相談の促進を図るため、関係機関等との連携を強化し、改正配偶者暴力防止法及び被害者保護に関する広報・啓発活動を推進した。

○課題と平成20年の取組み

- ストーカー事案・配偶者暴力事案とも、早期相談を促進する広報・啓発活動を一層推進する。
- 被害の防止と保護等を図るため、あらゆる法令を適用し、ストーカー事案・配偶者暴力事案の積極的な事件化を図る。
- 改正配偶者暴力防止法の趣旨に沿い、保護命令拡充に伴う被害者保護対策の徹底を図るとともに、関係機関・団体と連携の上、適切な被害者保護を実施する。